

条 例

埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十七号

埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県水道用水料金徴収条例（昭和四十三年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「六十一円七十八銭」を「七十四円七十四銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に供給した水道用水の料金の額については、なお従前の例による。